

冠婚葬祭

互助会

ワンポイントアドバイス

互助会の解約でお困りの方へ



「解約したいけどどうしていいのかわからない」

「解約は手続きが面倒で、難しい？」

そんな疑問を解決します。

編集・監修: 全葬連 TEL.03(3222)4370

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル6F



入会の互助会に解約を申出る

加入者本人が
解約の手続きをする場合

- ①加入者証(会員証)
- ②本人であることを証明するもの
- ③印鑑
- ④銀行等口座番号(払戻金振込み用)

用意するもの

払い込み掛金の合計額から所定の解約手数料を差し引いた金額。

解約手数料は、加入時の契約に基づいて計算されます。(その額を「解約払戻金表」により計算根拠を必ず確認しましょう)

返金の額

解約された日から45日以内。
経済産業省では、「30日以内、できれば15日以内を目標に努力すべきもの」としている。

返金の時期

加入者以外の者(代理人)が
解約の手続きをする場合

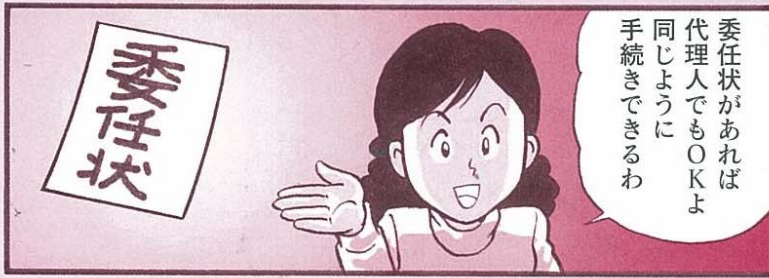
加入者本人から『解約に関わる一切の権限を委ねる』旨の委任状が必要です。他は「本人解約の場合」と同じです。ただし、互助会から加入者本人に『解約の意志』を確認することがあります。

基本的に「本人解約の場合」と同じ。
「返金先」は「原則として加入者本人に直接」返金することとされているので、加入者本人に直接返金されます。

「本人解約の場合」と同じ。

※互助会が解約返戻に際し、無過失たる証明のために必要な印鑑証明を求められることがあります。

互助会って解約できるの？



※1 万一、解約申し出に互助会が応じてくれなかった場合

加入者本人又は代理人から右の所管の課へご連絡下さい。

- この際、
- ① 当該互助会名
 - ② 対応した互助会社員名
 - ③ 解約申出をした日時
 - ④ 解約に応じられないとする理由
 - ⑤ 加入者氏名
 - ⑥ 加入者証番号 等をお伝え下さい。

経済産業省
冠婚葬祭互助会
所管部署一覧

本省	経済産業省	取引信用課	☎03-3501-2302
地方局	北海道経済産業局	消費経済課	☎011-709-1792
	東北経済産業局	流通消費課	☎022-215-9887
	関東経済産業局	商務・サービス産業課	☎048-600-0402
	中部経済産業局	消費経済課	☎052-951-2560
	近畿経済産業局	消費経済課	☎06-6942-5121
	中国経済産業局	消費経済課	☎082-224-5671
	四国経済産業局	流通消費課	☎087-861-3237
	九州経済産業局	消費経済課	☎092-482-5459
	沖縄経済産業部	商務通商課	☎098-864-2321